

行知学園日本語学校高田馬場校 学則

第1章 総則

第1条（目的）

本校は、本邦の大学等への進学を希望する外国人留学生に対する日本語教育を通じて、総合的コミュニケーション能力の向上と学習を自ら管理する能力を身に付けさせ、もって多様な価値観や文化に対する理解力を有するグローバル人材を育成・輩出し、国際的文化交流の発展に寄与することを目的とする。

第2条（名称）

本校は、行知学園日本語学校高田馬場校と称する。

第3条（位置）

本校は、東京都新宿区 2-13-2 4 階及び 2 階に置く。

第2章 授業実施期間及び休校日

第4条（授業実施期間）

コースを実施する期間は、4月1日から翌年3月31日までを一周期とすることを基本とする。

2 学期を次のとおり定める。

- 一 第1学期（4月～6月）
- 二 第2学期（7月～9月）
- 三 第3学期（10月～12月）
- 四 第4学期（1月～3月）

第5条（休業日）

本校の休業日は、以下のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律で規定する休日
- (3) 春休み 3月下旬～4月上旬（2週間程度）
- (4) 夏休み 8月上旬～8月下旬（3週間程度）
- (5) 秋休み 9月下旬～10月上旬（1週間程度）
- (6) 冬休み 12月下旬～1月上旬（2週間程度）

2. 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず休業日に授業を行なうことができる。

3. 非常災害その他急迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。

第3章 教育課程

第6条（コース、修業期間及び収容定員等）

本校のコース、修業期間・入学期・授業時間・目標とする日本語能力・授業時数・収容定員については次表のとおりとする。

	コース名	修業期間	入学期	授業時数 (単位時間)	目標 日本語 能力	収容定 員
午前 (9:00～ 12:00)	進学1年9ヶ月コース	1年9か月	7月	1400	B2	60人
	進学1年6ヶ月コース	1年6か月	10月	1200	B2	20人
	進学1年3ヶ月コース	1年3か月	1月	1000	B2	20人
	進学1年コース	1年	4月	800	B2	40人
午後 (13:10～ 16:30)	進学2年コース	2年	4月	1600	B2	70人
	進学1年9ヶ月コース	1年9か月	7月	1400	B2	40人
	進学1年6ヶ月コース	1年6か月	10月	1200	B2	20人
合計						270人

※授業の1単位時間は45分とする。

※目標日本語能力は「日本語教育の参照枠」（令和3年10月12日文化審議会国語分科会）で示された尺度に基づく。

※校外活動などの特別な活動をする際や、急迫の事情があると校長が認めるときは、前項の授業終始時間を一時的に変更することがある。

第4章 学習の評価及びコース修了の認定

第7条（学習の評価等）

学習の評価は、A+、A、B、C、Dの5段階に評価とし、学期ごとに行う。

2 評価の基準は、試験評価、パフォーマンス評価、提出物評価、自己評価、他者評価を用いる。各科目の詳細な成績判定基準については、入学時オリエンテーション及びレベル開始時授業内オリエンテーションにおいて生徒に説明するものとする。

第8条（修了の認定）

校長は、次の一から四を全て満たす者に修了を認定する。

- 一 第5条に定めるいずれかのコースの修業期間を満了していること
- 二 コース全体の出席率が90%以上であること
- 三 最終学期の総合成績がC以上であること
- 四 在籍期間中に出入国在留管理庁が指定する試験でA2相当以上の成果を収めること

2 校長は本校の所定のコースを修了した者に対し修了証書を授与する。

3 コース修業期間を満了したが修了条件を満たさなかった者や、コースの途中で学習を終えた者に対して、校長はそれに応じた学習証明書を授与することができる。

第5章 教職員及び教職員組織

第9条（教職員組織）

本校には次の教職員を置く。

- (1) 校長
- (2) 主任教員
- (3) 教員
- (4) 生活指導担当者
- (5) 事務職員

※校長が非常勤の場合、副校長を置く。

2. 前項の他、必要な教職員を置くことができる。
3. 校長は校務を司り、所属職員を監督する。校長不在で緊急を要する時や校長に事故があるとき及び校長が欠けたときは、副校長がその職務を行う。
4. 校長は職務の円滑な執行に資するため、定期的な会議を実施し、クラス全体の進行状況、学生の習得状況・生活状況等を検討する。
5. 主任教員は教育課程の編成及び他の教員の指導に責任を持ち、全課程の監督を行う。
6. 各クラスの担任教師はそのクラスの他の教師と、学生の習得状況、出席状況及びカリキュラムについて適宜ミーティングを行う。
7. 初任教师は一定期間の研修を受け、本校のクラス運営、ファイリング、教授法等の説明を受け、それを励行するものとする。

第6章 入学、在籍及び罰則

第10条（入学資格）

在留資格留学により本校に入学する者の入学資格は、以下の条件をいずれも満たしていることとする。

- (1) 12年以上の学校教育もしくはそれに準ずる課程を修了している者又は修了する見込みのある者
- (2) 年齢が17才以上且つ漢字圏（中国）出身の者
- (3) 正当な手続によって日本国への入国を許可された者、又は許可される見込みのある者
- (4) 日本留学に必要な学費生活費を確実に負担する者がおり、その者の資産形成過程を通帳などの資料で証明できる者
- (5) 各コースにおいて求められる日本語能力がある者
 - イ 2年コースにおいては、150時間以上の日本語学習歴が証明できる者
 - ロ 1年9か月コースにおいては、A2相当の日本語試験に合格している者
 - ハ 1年6か月コースにおいては、B1相当の日本語試験に合格している者
 - ニ 1年3か月コースにおいては、B1相当の日本語試験に合格している者
 - ホ 1年コースにおいては、B1相当の日本語試験に合格している者

第11条（入学時期）

本校への入学は年4回とし、その時期は1月、4月、7月及び10月とする。

第 12 条（入学手続）

本校への入学手続は、以下のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校が定める入学願書その他の書類に必要な事項を記載し、第 17 条に定める入学出願料を添えて、指定期日までに提出しなければならない。
- (2) 本校は前号の手続を完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
- (3) 本校に入学を許可された者は、指定期日までに第 17 条に定める入学金及び必要な書類を提出して、入学手続をしなければならない。

第 13 条（休学・復学・公欠）

学生が疾病その他やむを得ない事由によって、10 日以上休学しようとする場合は、その理由及び希望期間を記載した休学届に、診断書等必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。

2 休学が適用される事例は次のとおりである。

- 一 傷病により入院が必要な場合
- 二 感染症法上の 5 類以上の感染症に罹患した場合
- 三 高校や大学等の卒業試験と卒業式に参加する場合
- 四 3 親等以内の親族の葬儀に参列する場合
- 五 その他校長が必要と認める場合

3 休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出て、校長の許可を得て復学することができる。

4 生徒本人からの休学申請がない場合でも、傷病その他の事情により授業参加が著しく困難であると校長が判断したときは、休学を命じることがある。ただし、休学期間は前項で定める範囲に限る。これを超えて休学を要する場合には休学を認めず、退学を勧告するものとする。

5 生徒が高等教育機関等の入学試験、またはこれに準ずる学業上の活動のためにやむを得ず授業を欠席する場合は、公欠を申請することができる。この際は、受験票その他の必要書類を提出し、事前に校長の承認を受けなければならない。承認された公欠期間については、出席として取り扱う。

6 公欠は日単位または時間単位で認めるものとし、その対象は次のとおりとする。

- 一 高等教育機関の入学試験、教授面談、その他これに準ずる活動に参加する場合
※ただし、オープンキャンパスや学校説明会など、入試に必須ではないもの、または授業時間外に振替可能なものは対象外とする。
- 二 その他、校長が必要と認めた場合

第 14 条（退学）

コース修業期間の途中で退学しようとする者は、その理由を書面にて届けでなければならない。在留管理の都合上、以下の理由のいずれかに該当する必要がある、校長の許可を要する。

- 一 退学日から 1 か月以内に帰国する準備ができていると校長が認める場合
- 二 日本国内の高等教育機関等に進学する場合
- 三 「留学」以外の在留資格に切り替わった場合

2 第 1 項の二については、どの教育機関にも在籍していない時期があることを原則認めない。

3 第 1 項の三については、在留資格変更手続き中の退学は認めない。

第15条（転学）

生徒が都合により転学を希望する場合は、必要な書類を提出し、校長へ願い出なければならない。転学の可否については、第15条に定める要件、又はそれに準ずる場合のみ認めることとする。

2 災害等により本校の日本語教育が継続困難である場合、まずは同法人及びグループ法人が運営する日本語教育機関への迅速な転学を支援し、それで不十分な場合には（一財）日本語教育振興協会の助力を得て、日本語教育振興協会維持会員校への転学を支援するものとする。

第16条（在籍の終了）

第6条で定める修業期間を終えた者は、本校の在籍を終えることとする。

第7章 学生納付金

第17条（学生納付金）

本校進学コースの学生納付金は、次のとおりとする。（2026年度）

選考料	20,000 円（選考時）
入学金	60,000 円（入学時のみ）
授業料	740,000 円（1 年分）
教材費等	70,000 円（1 年分）

第18条（納入）

学生が本校に籍を置いている期間中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。ただし、大災害などの校長が認める特別な事由があった場合、延納、分納、授業料の全部又は一部減免などの措置を取ることがある。

2 学生の授業料は申請学期の初日から計算され、自己都合によって入学が遅れても、その期間の授業料の振替えあるいは免除は行わないものとする。

3 生徒納付金は今後変更する場合があるが、既に入学した者については、入学後に納付金を変更しないことを原則とする。

第19条（滞納）

学生が正当な理由なく、かつ、所定の手続きを行わずに、授業料を1学期以上滞納し、その後においても納入の見込みがない場合には、校長は当該学生に対して除籍処分を行うことができる。

第20条（生徒納付金の返還）

すでに納入された学生納付金は、原則として返還しない。ただし、次の各号に該当する場合はこの限りではない。

- (1) 入学するコース開始前までに入学を辞退した場合における既に納入している授業料その他納付金
- (2) 損害賠償額の予定又は違約金の定めを有する授業料等の平均的な損害を超えた部分

2 生徒納付金の返還には、次の必要書類のうち必要とされるものを本校に提出又は提示するものとする。

る。

- (1) 納付金の領収書
- (2) 未使用の「在留資格認定証明書」
- (3) パスポート
- (4) その他、本校が必要と判断し、提出又は提示を求めたもの

注：必要書類がそろっていない場合には、納付金を返還できないこともある。

第8章 賞罰

第21条（褒賞）

校長は、成績優秀かつ他の生徒の模範となる生徒に対し褒賞を与え、また推薦をすることができる。

2 褒賞については、別途規定を定めその要件等について入学時オリエンテーションなどで告知するものとする。

3 次の要件を全て満たす在籍者に対し推薦状を発行する。

- 一 入学からの累計出席率が90%以上である
- 二 2か月連続出席率は85%を下回らない
- 三 推薦条件に定められた日本語能力を有している
- 四 専願が前提の入学試験の場合、誓約書を交わしている
- 五 学習態度と生活態度に問題がなく、推薦に値する人物である

第22条（懲戒処分）

学生が、本校の学則・規則を守らず、その本分にもとる行為があったときには、校長は当該学生に対して懲戒処分を行うことができる。

2 懲戒処分の種類は、訓告及び除籍の2種とする。

3 前項の訓告及び除籍は、当該生徒の在籍を強制的に終了させるものであり、次の各号のいずれかに該当する学生に対してのみ行うものとする。

- (1) 法令違反を繰り返すなど、性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学業劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 学期の平均出席率が75%を下回る場合。ただし、改善の見込みがあると校長が判断した場合、処分を在籍期間中に一回限り保留することができる。
- (4) 学則違反、授業妨害、暴力行為、破壊行為、校内での飲酒、許可されていない場所での喫煙など学校の秩序を乱し、その他学生として本分に反した者
- (5) 出入国管理及び難民認定法やその他の法令に違反した者
- (6) 第19条で定める授業料等の納付金を所定の期日までに納付しない場合

第6章 雑則

第23条（学生証）

入学時に学生証を発行する。この学生証は、在学期間中、学生の身分を証明するものであり、常に携帯していなければならない。

第 24 条（健康診断）

本校に入学する学生は入学時に、本国からの結核非発病証明書を提出しなければならない。また、在籍期間中の健康診断は年 1 回実施するので、学生は必ず受診しなければならない。ただし、健康上の理由、またはやむを得ない理由があると校長が判断した場合はその限りではない。

第 25 条（健康保険加入）

在留資格留学を有している者については、国民健康保険に加入しなければならない。

第 26 条（その他の規則）

本則に定めがない事柄については、法令および『認定日本語教育機関認定基準』並びにその諸規則と、出入国在留管理庁の通達及び通知に従って学校運営を行うものとする。

第 30 条（改定）

本則を改訂する際は、校長と主任教員及び事務長が出席する校内会議で決定を行うものとする。

2 学則を改訂する際は、必要な期間を確保し、生徒に告知することとする。